

情報 ひがし労

JR東労働組合 中央本部

発行人 松下 明

編集者 情宣部

感染症法改正 医療機関への罰則明記

帰国者に対しての応じない場合の罰則も創設！

地域の中核病院に病床確保を義務付ける改正感染症法などが2日、参院本会議で自民、立憲民主両党などの賛成多数により可決、成立しました。新型コロナウイルス感染拡大で病床が逼迫（ひっばく）した教訓を踏まえ、都道府県の権限を強化し、医療提供体制の拡充を図るのが狙いです。実効性を高めるため、病院が違反した場合、減収につながる措置を設けました。施行は一部を除き2024年4月1日からとなります。

今回の改正法では、国民の生命、健康に重大な影響を与える感染症に備え、都道府県が各医療機関とあらかじめ協定を結ぶ仕組みを明記。地域の中核となる公立・公的病院や、大学病院といった「特定機能病院」などに対し、流行時に病床の提供を義務付けています。対象となるのは全国の約8,200病院のうち、2割の約1,700カ所。

守らない場合は勧告や指示を出し、それでも従わなければ、特定機能病院などの承認を取り消し、収入に当たる診療報酬が減額されます。また、病院名の公表もされます。ただ「正当な理由」があれば、指示や公表などの対象外となります。

今後、私たちの行動に制限がかけられる！

昨年2月13日に施行された感染症法改正では、新たに導入した「罰則」に対して適用の明確な判断基準が示されないなど、行きすぎた私権制限につながる懸念が残りました。今回の法改正では、新たに感染疑いのある帰国者らには検疫所長が自宅などで待機を指示し、状況報告に応じない場合、6ヶ月以下の懲役などの罰則も創設されました。

今後は、私たちの行動が制限されかねません。緊急事態宣言や改正感染症法などに警鐘を乱打し、私権制限を許さないたたかいを構築します。引き続き新型コロナウイルスを「正しく恐れ、決して侮らない」を合言葉に進めていきます。

改正感染症法などによる医療機関の義務



※協定に従わなければ勧告や指示、病院名の公表もでき、承認の取り消しも

↑ ↓ ©東京新聞

12月3日付記事より抜粋

改正感染症法などのポイント

- 国民の生命や健康に重大な影響を与える感染症に備え、都道府県が各医療機関と事前に病床確保などについて協定を結ぶ仕組みを明記。中核病院に病床確保を義務付け
- 協定に違反した場合、勧告や指示、病院名の公表ができる。特定機能病院などは、減収につながる承認取り消しも
- 流行時は歯科医や臨床検査技師らによるワクチン接種を認める
- 感染疑いのある帰国者らには自宅などで待機を指示し、報告に応じない場合の罰則を創設

手洗い・うがい・ マスクの着用！

罰則を設けた私権制限・憲法改正を許さないぞ！